医療法人徳洲会 湘南鎌倉総合病院 公的研究費等の使用に係る不正取引業者への対応方針

令和 6 年 10 月 1 日 院長 小林 修三 制定

この方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日(令和 3 年 2 月 1 日改正)文部科学大臣決定)に基づき、当院における「公的研究費等の使用に係る不正取引業者への対応方針」として、以下の通り定める。

- 1. 以下に掲げる取引が見込まれる、あるいは前年度実績がある取引業者に対して、取引開始時または当年度の最初の取引が始まる前に、誓約書の提出を求めるものとする。
 - (1) 継続した取引が見込まれる(年間 10 回程度)
 - (2) 一回の取引金額が50万円を越える
 - (3) 前年度実績で取引回数が10回を超える
 - (4) 前年度実績で取引金額が年間 50 万円を超える
- 2. 特別な機材等で特定の納入業者となる場合、癒着防止のため、取引金額によらず該当業者に誓約書の提出を求めるものとする。
- 3. 取引業者において、以下に掲げる不正な取引があった場合は、1 か月以上 12 か月以内の取引停止処分とする。
 - (1) 預け金や架空請求などの不正取引
 - (2) 提出書類の意図的な改ざん
 - (3) 当院職員に絡む贈収賄
 - (4) その他社会的な規範から逸脱した行為
- 4. 処分期間については、関係部署において協議のうえ病院長が決定する。
- 5. 取引業者が過去の不正取引について、当院に自己申告した場合には、取引停止期間の減免等を行うことがある。

以上